

富良野税務署からの お知らせ

申告書は自分で書いてお早めに

所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は2月18日(月)から3月15日(金)まで消費税及び地方消費税の確定申告書の受付は4月1日(月)まで



確定申告は正しく

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、3月15日の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などの過不足を精算する手続きです。

1年間の所得金額と税額を正しく計算し、期限までに申告と納税を行ってください。

国民には納税の義務があり、すべての人が対象となりますが、収入よりも控除額が上回る方や、年末調整を終えている方は確定申告する必要はありません。申告して納税するばかりでなく、納めすぎた税金を戻してもらう手続きでもありますので、申告が必要かどうかは、国税庁ホームページを参照もしくは富良野税務署や村へお問い合わせください。

消費税及び地方消費税の確定申告は、前々年に課税売上高が1千万円を越える方で、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた課税売上げや課税仕入れの金額を計算し、納税額及び還付額を計算します。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、加算税が課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

還付される税金があるときは

確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、申告者本人の名義である振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ)を正確に書いてください。還付される税金がある申告書は既に受け付けを開始しています。

申告書の作成

税務署から申告書が送付された場合は、整理番号等が記載されているため、必ず送付された申告書を使用してください。また、前年の申告を、電子申告及び税務署などの会場でパソコンを利用して提出した方は、確定申告に必要な整理番号等を記載した「お知らせがき」が届きますので、その番号を申告書に記載してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算されるので大変便利です。詳しくは国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

申告書の提出

申告書は郵便による送付または税務署の時間外收受箱への投函により提出することができます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した場合、電子申告

(e-Tax) を利用してデータで提出することができます。電子申告(e-Tax)するには電子証明書の取得やICカードリーダーライタが必要となります。電子申告は自宅から申告でき、24時間申告を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

申告書の提出期限及び納付期限

所得税の確定申告は3月15日まで、消費税及び地方消費税の確定申告は4月1日までです。

申告納付ですので、期限までの納付をお願いします。納付には振替納税が便利で、手続きにより納付期限が1カ月ほど先延ばしされます。

提出期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけ早めに提出してください。

【お問い合わせ】

富良野税務署
電話 22・2144

災害等に関して寄附をされた方は、申告することによって寄附金控除の対象となる場合がありますので、領収書等をご確認ください。

平成25年度 村・道民税の 申告納税相談 のお知らせ

平成25年1月1日現在、占冠村に住所のある方で、昨年中に収入のあった方は、「村・道民税」の申告をしていただく必要があります、所得税の確定申告と同時に受け付けています。

申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられなかったり、各種公共料金や医療費負担割合の算出に支障をきたす場合があります。

申告手続等については下記のとおりです。3月15日までの期限内申告についてご理解とご協力をお願いします。

申告しなければならない方

- 事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- 土地や建物、その他の資産を売った方
- 給与以外の収入があった方
- 平成24年中に退職された方（再就職し、その勤務先で年末調整を終えていれば申告不要です）
- 前年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 国民健康保険加入者（収入がなくても申告が必要です）
- のちに所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

申告する必要のない方

- 前年中の所得が給与のみで、勤務先での年末調整を終えている方
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方 など

申告の時に必要なもの

- ▼ 収入を証明する資料（各種源泉徴収票や支払調書など）
- ▼ 控除を証明する資料（生命保険・地震保険支払証明書、健康保険や介護保険の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など）
- ▼ 印鑑（シャチハタ不可）、筆記用具、電卓等

申告期限

3月15日（金）

（申告期間の終了間近は込み合う場合がありますので、申告は早めに済ませていただきますようお願いいたします）

■お問い合わせ

総務課 税務担当
電話 56・2125

多くの方に電子申告（e-Tax）を利用していただけるよう、村では、申告用のパソコンとICカードリーダライタを用意しています。電子申告の操作については、職員がお手伝いしますのでぜひご利用ください。

電子申告をするには電子証明書が必要で、有効期限は3年です。更新には手数料500円がかかります。電子証明書は住民基本台帳カードと一体となっています。カードに記載されている有効期限と電子証明書の有効期限は異なりますので、ご注意ください。

生命保険料控除の改正がありましたので、控除計算にご留意ください。



■次の日程で申告相談会場を設けます （所得税の確定申告も同時に受け付けます）

月 日	時 間	会 場
2月19日（火）	10：00～16：00	双珠別住民センター集会室
2月21日（木）	10：00～16：00	占冠地域交流館集会室
2月26日（火）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター研修室（2階）
2月27日（水）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター研修室（2階）

※申告相談は、この日程以外でも役場総務課税務担当で随時受け付けています。

